

種苗法改定の取り下げを求める意見書

上記の議案を提出する。

令和2年6月9日

提出者

26番 深 沢 達 也

13番 山 本 あつし

21番 本 間 まさよ

22番 山 本 ひとみ

武蔵野市議会議長 小美濃 安弘 殿

## 種苗法改定の取り下げを求める意見書

本年1月20日召集の第201回国会に種苗法改正案が上程されました。

改定の内容は、これまで、国の登録品種から農家が種取りや株分けをする自家増殖を原則として認めてきたものを「許諾制」にするというものです。その背景として、日本国内で開発された優良品種が海外に流出し、他国で増産されるという実態があり、これを防ぐため、と農林水産省の解説にあり、一面、育成者権者の保護とみなされますが、現実の多国籍企業等の動向を考えると、結果として、農業における市場原理のさらなる徹底にほかならないと考えます。

直近の国の動きを見ても、日本の基幹農作物である米、麦及び大豆の種子の生産と普及を「国の役割」と定めた「種子法」が平成30年に廃止され、種子を公的に守る仕組みがなくなりました。この種子法廃止に関しては、武蔵野市議会として、これにかわる新たな法整備と施策を求める意見書を国に提出したところです。

「農は国の基」と言われます。長い歴史を通じて日本の地域の土壌から生まれ、代々の農業者によって育んできた種子、種苗は、皆のものであり、安易に市場原理に持ち込むべきでないと考えます。そして、これは国民の命を育む食料の問題であるとともに、日本の農ある生活文化の問題であり、新型コロナウイルスの収束へ向け全力を挙げている状況下で、拙速に審議し成立させることは、適当でないと考えます。

よって武蔵野市議会として、農業者の権利を制限する「種苗法」の改定を取りやめることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出します。

令和2年 月 日

武蔵野市議会議長 小美濃 安弘

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣

—あて